

コーポレートガバナンス・コードについて

一・コンプライアンス担当役員からの質問

春を通り越して夏の気配が感じられるある日の夕刻、公平はコンプライアンス担当の役員に呼ばれ、コーポレートガバナンス・コードについて質問を受けた。このコードは、平成二十七年六月一日から適用されるそうだが、東証一部上場会社である我が社においては何を準備しておけば良いのかということであった。

二・制定の経緯

役員 東京証券取引所(東証)と金融庁が共同して「コーポレートガバナンス・コード原案」を策定、公表したとのことだが、どのような経緯でこのようなルールが制定されることになったのか。

公平 はい、この原案は三月五日に公表されましたが、今後、東証でコーポレートガバナンス・コード(本コード)として制定され、六月一日から、上場会社に適用されることとなっています。

本コードは、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める日本再興戦略(『日本再興戦略改定』二〇一四)平成二六年六月閣議決

定)の一環として制定されるものですが、コーポレートガバナンスの強化によって経営陣による健全な企業家精神の発揮を後押しすることを主眼とし、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指すものとされています。

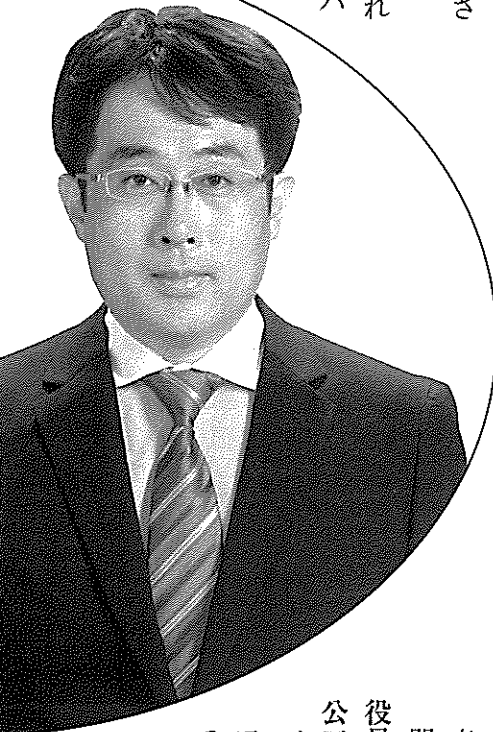
役員 ガバナンスの強化が成長戦略の一環というのはいかがでしょうか。

公平 はい、平成二五年の六月に閣議決定された「日本再興戦略」では、機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップ・コード)について取りまとめることとされ、同二六年二月に「スチュワードシップ・コード」が策定・公表されました。これは、機関投資家が物言う株主として企業の成長を促し、中長期

探りのようにも思えるが。

公平 確かに、会社法の分野ではあまり馴染みのない考え方ですが、金融規制当局による監督指針などは自主的な取り組みを求める規定もあり、従来から用いられている手法とも言えます。

当社としては、十分な取り組みを行っている」と説明できるように、本コードの趣旨・精神をよく検討し、当社の実情に応じた方針の策定や運用を行っていければ良いでしょう。



【第8回】 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし 佐藤 篤志
東京佐藤法律事務所 弁護士
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

役員 そうすると、原則を採用するかどうかは各社の判断に任せられるということになるのかな。

公平 本コードでは、あえて法令のような厳格な定義が置かれず、解釈の幅が広い規定となっているので、一義的には会社の自主的な判断に委ねられています。しかし、これは恣意的な解釈を許すものではなく、コードの各原則の趣旨・精神の十分な理解のもと、適切に解釈することが求められています。したがって、当社でも早急に慎重な検討作業を行う必要があります。

四・「コード」への対応

役員 本コードが六月一日から適用となるということは、三月決算の会社は、今年の株主総会から本コードの適用を受けるということになるだろう。しかし、本コードの制定は五月なのに、準備は間に合うのかな。

公平 はい、本コードでは、経過措置が設けられていないのですが、体制整備に関するものなどは六月一日から完全に実施することは難しいため、真摯な検討や準備を

行った上で実施の用途を明確に説明すれば足りるとされています(序文一五項)。

また、本コードへの取り組みについては、コーポレートガバナンス報告書に記載することとされていますが、報告書は平成二十七年六月一日以降最初に開催される定時株主総会の日以後、(遅くとも六ヶ月後までに)準備ができ次第速やかに提出することとされる予定ですので、一定の猶予は設けられます。

役員 株主総会ではどのような対応が求められるだろうか。

公平 はい、本コードへの対応については、厳密な意味での総会報告事項ではないので、説明義務の範疇ではないとの解釈もあり得ます。しかし、プリンシプルベースの考え

方のもとでは、実務上は、積極的にコードへの取り組み方を説明していく姿勢が求められるものと考えられます。

役員 プリンシプルベースという考え方は分かるが、何をどこまで実施し、また実施ない場合にどの様に説明すれば良いのか、手

的な投資リターンを拡大を図る責任を有することを明らかにしたものです。

三・「コード」の概要

役員 なるほど、ちょっと分かりにくいですが、要はガバナンスの強化をせよということだね。内容的にはどんなことが書いてあるのかな。

公平 はい、規定自体は、OECDコーポレートガバナンス原則を踏まえることとされており、①株主の権利・平等性の確保、②株主以外のステークホルダーの役割、③開示と透明性、④取締役会等の責任、が示され、更に⑤株主との対話という五項目の「基本原則」が設けられています。これに加えて、各基本原則の細則である「原則」と、これを補足する「補充原則」が詳細に規定され、上場企業が尊重すべきガバナンスに関する指針が詳細に示されています。

役員 ところで、本コードは法律とは違うのかな。

公平 はい、本コードでは、「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」の枠組みが採用されています。プリンシプル・アプローチとは、詳細なルールを設定するのではなく、重要な原則を示した上で、これらの遵守を求めることにより、各社の自主的な取り組みを促すというものです。また、コンプ

今回の、この六月から実施される予定となっているコーポレートガバナンス・コードをとりあげました。本稿執筆時点では、まだ上場規則の改定の詳細までは明らかになっていませんが、上場会社においては真摯な取り組みが求められるところであり、十分な理解に基づいて経営レベルでの適切な対応をしていくことが必要でしょう。

五・まとめ

以上